

平成30年度 第30回大阪市路上喫煙対策委員会

日時：平成31年3月19日（火）

開会 午後2時00分

○事務局（中野課長代理） お待たせしました。定刻となりましたので、ただいまから、第30回大阪市路上喫煙対策委員会を開催させていただきます。

議題に入りますまでの間、事務局のほうで進行を務めさせていただきます。

私は、本日の司会を務めさせていただきます、環境局事業部事業管理課課長代理の中野と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

初めに、ただいま御出席いただいております委員の皆様方は、委員7名のうち4名でございます。

大阪市路上喫煙対策委員会規則第3条第2項の規定により、本会は成立しておりますことを御報告申し上げます。

なお、黒坂委員・清水委員・仁平委員におかれましては、本日、所用のため、御欠席されております。

ここで、傍聴者の方にはお願いいたします。あらかじめ事務局のほうから御説明させていただきました傍聴要領に従い、お静かに傍聴していただきますよう、よろしくお願いいたします。

それでは、開会に当たりまして、大阪市環境局長、北辻より御挨拶申し上げます。どうぞよろしくお願いいたします。

○北辻環境局長 環境局長の北辻でございます。

第30回大阪市路上喫煙対策委員会の開催に当たりまして一言御挨拶をさせていただきます。

本日は大変御多用の中、大阪市路上喫煙対策委員会に御出席を賜りまして、本当にありがとうございます。

本市の路上喫煙対策につきましては、健康やまちの美化、あるいは防火・防災といった観点から、市民の皆さんが安心して暮らすことのできる、安全で快適な生活環境を確保するということを目的といたしまして、平成19年4月に「路上喫煙の防止に関する条例」を施行しております。

この条例では、市民に路上喫煙をしないよう努力義務を課すとともに、施行当初は、「御堂筋及び大阪市役所・中央公会堂周辺」を路上喫煙禁止地区に指定し、その後「都島区京橋地域」及び「中央区戎橋筋・心斎橋筋地域」を新たに禁止地区に指定して、過料徴収を行っているところでございます。

これら路上喫煙禁止地区につきましては、「駅周辺や通行者数が比較的多い地域、P R・抑止効果などとともに、区の意見を踏まえて総合的に判断されたい」という、これまでの本委員会の提言を受けまして、指定をしてきておりますけれども、近年、受動喫煙に対する懸念などから、国における「健康増進法の一部改正」、また、府におけます「受動喫煙防止条例」の制定など、「喫煙」を取り巻く状況が大きく変化します中で、「禁止地区の拡大」を求める「市民の声」が多く寄せられてきております。

今般、北区より、「J R大阪駅・阪急梅田駅周辺地域」を、そして天王寺区・阿倍野区より、「天王寺駅周辺地域」を禁止地区に指定したいとの申し出がございましたので、本日、諮問させていただきたいと存じますが、本年6月には「G 2 0大阪サミット」が、そして2 0 2 5年には「大阪・関西万博」開催されるなど、今後、国内・国外からの来訪者のますますの増加が見込まれる中で、大阪を代表する観光スポットや大型商業施設が集積する地域を新たに禁止地区に指定することにより、「国際観光都市大阪」のさらなるイメージアップにも図ってまいりたいと考えております。また、「S D G s（持続可能な開発目標）先進都市」を目指す大阪市にとりましても、大変意義深いことであると考えております。

今後とも、委員の先生方の活発な御議論をいただきますようお願い申し上げまして、簡単ではございますが、開会に当たりましての私の御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○事務局（中野課長代理） ありがとうございます。

それでは、ここで委員の皆様の御紹介をさせていただきます。

お手元の大阪市路上喫煙対策委員会委員名簿の順に御紹介させていただきます。

名前のみ御紹介させていただきますので、どうぞよろしく願いいたします。

では、初めに太田委員でございます。

○太田委員 太田でございます。よろしく願いいたします。

○事務局（中野課長代理） 小林委員でございます。

○小林委員 小林でございます。どうぞよろしく願いいたします。

- 事務局（中野課長代理） 平井委員でございます。
- 平井委員 平井でございます。どうぞよろしくお願いいたします。
- 事務局（中野課長代理） 山西委員でございます。
- 山西委員 山西です。どうかよろしくお願いいたします。
- 事務局（中野課長代理） 続きまして、事務局のほうを御紹介させていただきます。
改めまして、環境局長、北辻でございます。
- 北辻環境局長 北辻でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。
- 事務局（中野課長代理） 環境局事業部長、深津でございます。
- 深津事業部長 深津でございます。どうぞよろしくお願いいたします。
- 事務局（中野課長代理） 環境局長事業部事業管理課長、西尾でございます。
- 西尾事業管理課長 西尾でございます。よろしくお願いいたします。
- 事務局（中野課長代理） 北区役所政策推進課長、高村でございます。
- 高村北区役所政策推進課長 高村でございます。どうぞよろしくお願いいたします。
- 事務局（中野課長代理） 天王寺区役所企画総務課長、川島でございます。
- 川島天王寺区役所企画総務課長 天王寺区役所の川島でございます。どうぞよろしく
お願いいたします。
- 事務局（中野課長代理） 阿倍野区役所地域・街づくり担当課長、松下でございます。
- 松下阿倍野区役所地域・街づくり担当課長 松下でございます。どうぞよろしくお願
いいたします。
- 事務局（中野課長代理） また、これまで路上喫煙対策に、ともに取り組んでまいり
ました健康局、消防局につきましても御出席いただいております。
- なお、危機管理室のほうにつきましては、所用のため欠席させていただいております。
それでは、議事に入ります前に、お手元でお配りさせていただいております資料の確認を
させていただきます。
- まず初めに、本日の「大阪市路上喫煙対策委員会次第」でございます。
- 次第の次に先ほどご覧いただきました委員名簿と配席図をつけております。
- それと、次に「第30回大阪市路上喫煙対策委員会資料」でございます。
- 次に、【別添資料】として路上喫煙対策に関する取組状況についての資料。
- それと、次に路上喫煙禁止地区の新たな指定についての諮問文書と、あと、その諮問案
のA3の分をつけてございます。

あと、資料1としまして、新たな禁止地区のエリアと禁止地区の写真をまとめたものをつけてございます。

次に、参考資料としまして、条例・規則等をまとめたものをお配りしてございます。

あと、委員の皆様につきましては、「たばこ市民マナー向上エリア制度応募団体資料」もお配りさせていただきます。

資料の漏れ等はございませんでしょうか。

それでは、これ以降の議事につきましては、山西委員長に進行をお願いしたいと思います。

委員長、よろしく願いいたします。

○山西委員長　委員長を務めさせていただきます山西です。よろしく願いいたします。

それでは、早速議題に入らせていただきます。

一つ目の議題である「路上喫煙対策に関する取組状況について」事務局のほうから御報告をお願いいたします。

○西尾事業管理課長　本日はよろしく願いいたします。

失礼ですけど、着席して御説明させていただきます。

そうしましたら、まず1点目でございますけれども、「第30回大阪市路上喫煙対策委員会資料」これをちょっとごらんいただきたいと思います。

めくっていただきましたら、裏側に目次が書いてございまして、まず1点目、取組状況の御報告をさせていただくんですけれども、項目的には五つに分かれておりまして、先般、2月1日に禁止地区を指定して、過料徴収を開始しました中央区の状況について御報告させていただきます。

2点目が全体の過料処分件数について、この1年間の取り組みの御報告。

3点目が市内の全域定点調査結果、喫煙率の関係ですけれども、経年変化について御説明させていただくということで。

4点目が広聴件数について。

5点目がこの間の普及啓発についてということで御説明をまずさせていただきます。

そうしましたら、この資料の1ページ目をごらんいただくとともに、もう1種類の別添資料と真ん中に書いてあります部分を、めくっていただきたいんですけれども、こちらのほうに具体の広報物等の掲示をさせていただいておりますので、並行的に御説明をさせていただきますと思います。

そうしましたら、お手元の資料のほうですけれども、中央区戎橋筋・心齋橋筋地域の路上喫煙禁止地区の指定について御報告させていただきます。

いろいろ掲示物の関係とか区広報誌の取り扱い、はたまた、ポスターとかアナウンスの状況につきまして、この1ページ目のところに整理させていただいているんですけれども、個々具体の部分につきましては別添資料のほうに表示物を書かせていただいていますので、そちらの方をごらんいただきたいと思います。

先ほどの資料で、別添①という部分につきまして、この別添資料のほうでは、かっこ書きの中に表示物を表すということで、①とか②ということで対をした形で整理させていただきました。

①の部分ですけれども、戎橋筋商店街におけるアーケード支柱への標識ということで、複数の表示物、様式がございますけれども、こういう形でアーケードの支柱のほうに貼付させていただいて啓発物となっております。

材質につきましては、ラバー製のいわゆるカッティングシート的なもので、シールとなってアーケードには貼付させていただいております。

②の部分ですけれども、心齋橋のほうのアーケード支柱への標識ですが、これにつきましては、硬質プラスチックプレートで表示しておりまして、商店街ごとに材質等をちょっと、大きさとかも違いますけれども、この間、当委員会のほうで御報告させていただきました啓発物については対応をさせていただいたところです。

続きまして、③の部分ですけれども、戎橋の商店街のアーケードの天井部分にバナー広告ということで、これにつきましては、2月1日の過料徴収開始には間に合いませんでしたけれども、2月16日から3月14日までの間、約一月ですけれども、こういう形で路上喫煙禁止地区になりましたということで大きく啓発させていただいたところがございます。

別添資料の裏側2ページにまいります。

4点目といたしまして、両地域における新設の看板の表示状況、こういう形で設置、6カ所にこの様式を設置いたしました。

⑤ですけれども、これまで御堂筋の啓発看板を立てていたんですけれども、そこをデザイン変更ということで心齋橋・戎橋の両筋を新たに禁止地域に指定するということで表示に変更したものを貼り直させていただきました。既設の看板を有効活用させていただいたところがございます。

6点目ですけれども、区の広報誌12月号に掲載記事、こうした形で啓発させていただいております。

また、⑦ですけれども、ポスターにつきましても、この様式の下で2月1日から広告させていただいているところです。

⑧の心齋橋筋のアナウンスの内容ですけれども、心齋橋商店街におかれましては、30分に1回放送という形で、こうした注意喚起というんでしょうか、させていただいてまして、英語、中国語、韓国語でのアナウンスを同じような内容でさせていただいています。

また、心齋橋におかれましては、直接アナウンサーの方というんでしょうか、事務局の方が一日に数回、適宜、直接放送でしゃべっていただいております、これは、日本語と英語、中国語の放送で対応いただいております。

次のページ、3ページですけれども、9点目といたしまして、報道発表の内容につきまして、このように大阪市のホームページに掲載させていただいたところがございます。

走りますけれども、4ページにまいります。10点目といたしまして、中央区役所ホームページでの広報といたしまして、1月23日にこうした形で中央区におかれましてもホームページで啓発に努めていただいております。

5ページにまいります。11点目といたしまして、LINE@という、また、12点目ではtwitterということで、大阪市の政策企画室へ依頼させていただきまして、応用策でのSNSの啓発ということでこうしたLINE@、twitterにつきましても啓発させていただいております。

6ページにまいります。13点目といたしまして、「中央区戎橋筋・心齋橋筋地域における禁止地域指定」に当たっての2月1日当日のセレモニー風景を写真で御紹介させていただきました。

また、⑭番ですけれども、長堀通の三休橋交差点中央分離帯に今回設置いたしました喫煙所の設置状況でございます。床部分にみおつくしの大阪市のマークを掲示させていただくとともに、壁のメッシュ部分にスモーカーエリアということで喫煙所という表示をさせていただいております。

7ページにまいります。15点目ですけれども、大阪市ホームページのトップでの周知ということで、2月1日からということで、トップ画面の右下のところにマスコットキャラクターであるアカンずきんちゃんのイラストを配置しますとともに、戎橋筋・心齋橋筋が路上喫煙禁止地域にということで、目立つところで啓発に努めておるところです。

16点目並びに17点目につきましては、区の広報誌、全市版及び中央区版でこのように御紹介させていただきました。

8ページにまいります。18点目ですけれども、中之島の大阪市役所本庁の1階のところにございますテレビモニターの広告画面ということで、デジタル放送させていただいてまして、また、19点目でございますけれども、戎橋のところのグリコの表示板の横にあります電光バナー、ここにも流れる表示といたしまして、「戎橋筋・心齋橋筋地域は路上喫煙禁止地区です。喫煙すると1,000円の過料が徴収されます」ということで、PRさせていただいております。

また、20点目といたしまして、スーパー銭湯のモニターということで、2月1日から市内5カ所のスーパー銭湯のモニターで下記の内容で啓発に努めておるところでございます。

9ページにまいります。21点目でございますけれども、中央区役所の1階ロビーにおきましてもこのように2025年の万博開催とあわせまして、その横に路上喫煙禁止地区になりましたということで啓発表示させていただいております。

また、22点目、23点目、これもSNSということで、さんあ〜るという環境局のアプリのところでのお知らせ並びにFacebookにおきまして、大阪市広報として路上喫煙はだめということで、戎橋筋・心齋橋筋地域での路上でのたばこはだめですよという表示をさせていただいたところでございます。

ということで、本編の資料のほうにお戻りください。2ページ目を御参照いただきたいんですけども、こうした取り組みによりまして、最後のところに【戎橋筋・心齋橋筋地域の路上喫煙禁止地区指定による効果】ということで、事前の周知啓発の広報活動を徹底させていただきました。そのことによりまして、告示日以降、路上喫煙防止指導員による現金徴収及び指導・啓発の開始をしたんですけども、2月の件数は他の禁止地域と比較しても10分の1程度ということで、事前広告の効果があらわれていると私どもは考えておるところです。

ちなみに、31年2月の両地域におけます過料徴收件数は25件でして、御堂筋の142件、京橋の120件と比べまして大体10分の1というような状況になっております。

また、商店街振興組合からは、以前と比べて喫煙者が減って、喫煙マナーが向上したというお声もいただいております。

以上、心齋橋筋・戎橋筋両地域の過料徴収の開始に伴う御報告をさせていただきました。

続きまして、2点目でございますけれども、過料処分の件数の状況の状況でございますけれども、29年度の4月から2月の11か月分の状況でございますけれども、3,900件に對しまして、この2月から中央区戎橋筋・心齋橋筋地域が新たにふえたわけなんですけれども、30年度の4月から2月の同時期比較でまいりますと、3,978件ということで若干増加ということで。全体傾向としましては、ここ数年間、6,000件台ぐらいだった件数が5,000件になり、昨年度ぐらいから4,000件ぐらいということで、30年度におきましてもあと一月ほどですけれども、去年並みか、若干去年より上回る程度の過料状況ということになるかと推察しておるところでございます。

続きまして、4ページにまいります。市内全域での定点調査喫煙率でございます。禁止地区が7カ所、たばこマナー向上エリアが13カ所、上記以外が13カ所ということで、33カ所におきまして過去から定点観測いたしております。

定点観測の状況でございますけれども、一番下のところ、※に書いておりますように、朝の7時半から9時、あと昼、正午、夕方、それぞれ1時間半ごと4回の観測ということで、6時間の計測という形で毎年やっているところなんですけれども、大きくは全体の合計で申しますと、一番右端、30年10月15日に調査したんですけれども、喫煙率が全体で0.18%ということで、昨年度が0.22%ということになっておりまして、その他、各区分、禁止地域なり、マナーエリアなり、それ以外の地域につきましても対前年度とおおむね横ばいの状況になっておるかと思っております。

次のページにこれをグラフで表現したところを整理させていただいているんですけれども、18年度に、19年4月に条例制定しましたんで、その前年度から調査してはございますけれども、当初は禁止地域とか2.5%という形で非常に多うございましたけれども、極端に条例制定後は右肩下がりになりまして、以降、なだらかに減少傾向が続く中で、ここ数年はほぼ横ばい状況ということで30年度につきましては、先ほど申しましたように全域では0.18%、禁止地区では0.09%、マナーエリアでは0.15%、それ以外では0.30、トータルでは0.18%ということで横並びの状況となっておりますのでございます。

次のページにまいります。6ページでございますけれども、広聴件数でございます。

非常にこの1年間、広聴件数が多くなっております。路上喫煙に関する広聴件数でございますけれども、徐々にふえてきている中で、昨年度から増加傾向が見え出し始めています。今年、30年の4月から1月までの数字でございますけれども、202件というこ

とで、3月の先週までの広聴件数ですけれども、280件ほど来ておりまして、非常に多うございます。分布でございますけれども、下のところに禁止地区を拡大してほしいという要望が30年度の1月まででは56件ということになっておりまして、いわゆる喫煙とか受動喫煙とか喫煙のマナー、ポイ捨てにつきまして113件、これは非常に多くふえておりまして、また、その他の事項につきましては、若干増ということで複数の意見、全体での意見の件数202件なんですけれども、1件の中に複数の意見もありまして、トータル262件の分析がこのようになっておるところでございます。非常に多くなっておりましてポイ捨てとかのマナーの関係、灰皿を撤去してほしいというようなことが44件ということで非常に多うございまして、リピーターの方もやっぱりいらっしゃいます。いろいろこの灰皿に設置は問題があるということで指摘していただきまして、私ども事務局のほうでその設置場所に出向きまして撤去とか移設の要請をさせていただいたところ、快く応じていただいたような部分もございまして、同じ方が違う場所での灰皿に撤去とかいうようなことを求められて、その対応をやっているような状況も中にはございまして、非常にそうしたリピーターの方への対応等々の中で広聴件数がこの1年、特に多くなっているような状況が見受けられておるところでございます。

次に7ページでございますけれども、普及啓発でございます。

この部分につきまして、先ほどの別添資料の実物を提出させていただいていまして、別添資料の10ページをお開けください。資料のほうですけれども、啓発事業につきましては、基本的に前年度やっていた部分を継続させていただいていまして、(ア)の部分といたしまして、旅行者向けの啓発広告を継続させていただいていまして、英語、韓国語、中国語版ということでそれぞれ10万部、9万部、15万部ということでガイドブックへの啓発記事を掲載させていただいておるところです。

飛びますけれども③の部分につきまして、27番の別添資料になるんですけれども、別添資料のほうでは11ページをごらんください。

EXPLORER MAPというのを今年度やりまして、去年は好時光という雑誌やっただんですけれども、今年はEXPLORER MAPということで、こちらのほうがより観光客の方々が見られているということで今回新規ということで啓発物に変更させていただいて取り組みを深めておるところでございます。

(イ)の部分ですけれども、たばこ市民マナー向上エリアの関係で、これも継続なんですけれども、別添資料29番のほうでやっていますけれども、大阪市のホームページに今、

エリア団体さんの登録が73団体ございますけれども、うち21団体の方々が私ども大阪市のホームページにそれぞれの団体様の活動エリアとか、あと活動状況について、ホームページで御紹介いただいておりますところがございます。

資料の8ページにまいります。②の部分といたしまして、たばこ市民マナー向上エリアの団体様の交流会ということで2年前から実施いたしまして、今年も10月16日に開催させていただきました、73団体中18団体の御参加をいただいたところです。

③の部分ですけれども、啓発物品のデザインの変更ということで、下の新規という表現をしておりますけれども、別添資料のほうでは30番の表記の部分で、デザインを一新させていただきましたということで、これにつきましては、大阪市内の専門学校に啓発物品のデザイン作成を依頼させていただきました複数の応募があった中で学校と連携して選びまして、新たなデザインの啓発物品ということで各団体様に配付させていただいたところがございます。

(ウ)の部分ですけれども、新成人向けの啓発活動ということで、これも継続的にやります、いわゆる成人式のときに新成人の方々に喫煙についてのマナーを啓発することとしまして、1万4,500部作成しましてやっています。「新成人の皆様、本日はおめでとうございます。知ってますか？」ということで、路上喫煙をしないようにというように呼びかけのビラを配らせていただいておりますところがございます。

そして、(エ)でございますけれども、イベント等への参加による啓発活動ということで、ごみ減量フェスティバル、毎年10月ごろに「ガレージセール・イン・OSAKA TOWN」ということで大阪城でやっていますところで啓発活動をやらしていただくとともに、②番で同じく10月13日と14日、二日間ですけれども、道頓堀リバーフェスティバルにおいて、喫煙設備を設置した中で喫煙マナーに関するアンケート調査とか、あとティッシュの配布などを行ったところがございます。

また、3番目につきましては、3月9日の土曜日に、先日ですけれども、日本橋のストリートフェスタということでアカンズきんちゃんによる啓発活動を行っております。

最後に(オ)でございますけれども、啓発動画の作成ということで、これ、新規でして、別添資料のほうにございますように、動画によります、たばこの非常に危険ですというような部分を今回、やめませんか、歩きたばこというタイトルの中で用意させていただきました、親子連れのお子様の目にたばこの火が映っている子供の目の高さにたばこがあるということで、やめませんか、歩きたばこ、注意喚起をさせていただいておりますところござ

います。

説明については以上でございます。報告についての御審議のほど、よろしく願いいたします。

○山西委員長　　どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの報告に対しまして、御質問等ございますでしょうか。

いかがでしょうか、委員の皆様。

○太田委員　　ちょっと初歩的な質問なのですが、過料1,000円の分というのは、現金でその場でお支払いするのでしょうか。

○西尾事業管理課長　　お答えいたします。徴収員が必ず二人以上のペアでなっておりまして、条例の趣旨説明を行いますとともに、現金でその場で徴収させていただいて、いわゆる領収書を交付させていただいておるところでございます。

○太田委員　　外国人に対しては、日本のお金でいただくんですか。

○西尾事業管理課長　　現金で1,000円で徴収させていただいていまして、なかなか言葉の問題がございますので4カ国語で表記した禁止地域であることと過料徴収しますということを書いたプレートをお見せさせていただく中で対応させていただいておるところでございます。

○山西委員長　　ほかに質問、ございますでしょうか。

○平井委員　　そのときに注意しますでしょうか。そしたら、素直にはい、そうですかって言われるか、多分そうじゃないと思いますね。そのときに何か、私はこういう者ですって証明か何か持ってはるですか。それでなかったら、みんな、ちょっとあんまり信用しないん違いますかなと思ひまして。

○西尾事業管理課長　　指導員におきましては、指導員証を必ず携帯しておりますので、大阪市の職員である旨と指導員という肩書を表示したものを携帯しておりまして、その上で指導に当たらせていただいております。

○山西委員長　　ほか、ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、二つ目の議題であります、「たばこ市民マナー向上エリア制度」の活性化について事務局より報告をお願いいたします。

○西尾事業管理課長　　そうしましたら引き続きまして、「たばこ市民マナー向上エリア制度」の活性化について御説明をさせていただきます。

「たばこ市民マナー向上エリア制度」における活動報告なんでもございますけれども、今回、このような形で資料の9ページ以降11ページまでの部分で各年度ごとに整理させていただいております。20年度の活動団体様が24団体、21年度の活動団体様が15団体、22年度が17団体、23年度が10団体、25年度、27年度が各1団体、29年度御登録いただいたのが2団体ということで、合計70団体、御登録いただいております。30年度にはこれまでに御報告させていただきました3団体ということで現時点では73団体ということで。1年間の活動報告ですので29年度までで70団体の活動報告ということでまとめさせていただいたのがこの表になっております。いろいろと毎月のように、毎週とかいろんな頻度には差がありますが、啓発活動とか清掃活動に各団体様におかれては御尽力いただいております。

この場をお借りさせていただきましてお礼を申し上げます。ありがとうございます。

そうした中でですね、この団体様の活動につきましては、本市と協定を結んでおりまして、3年ごとに協定を更新させていただき決まりとなっております。31年度におきまして、平成22年度の登録いただきました17団体と平成25年度の登録いただきました1団体、合計18団体様と更新年となっておりますので、本委員会の更新に当たりましては承認が必要となっておりますので、この場の中で御承認いただきたいと思います。よろしくお願いたします。

○山西委員長　　ただいま、御報告ありました、22年度と25年度の登録団体の継続承認について、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(異議なし)

○山西委員長　　よろしいですね。

当委員会として承認させていただきました。

○西尾事業管理課長　　ありがとうございます。

そうしましたら、速やかに各団体様と事務手続を速やかに行いまして、更新につなげていきたいと存じます。ありがとうございます。

それでは、資料12ページの(2)、活動団体の交流会について御説明をさせていただきます。

資料12ページをごらんください。たばこマナー向上エリア制度活動団体の交流会ということで、2年前から実施させていただいたんですけれども、今年は平成30年10月16日の火曜日、14時からということでこの環境局の第1会議室で開催いたしました。

交流会には18団体が御参加いただきまして、30年度登録の3団体を加えましてトータル73団体のうち18団体が当日、御参加いただいた状況となっております。

交流会におきましては、各団体の平成29年度の活動報告やスクリーンを使って本市が行っている啓発活動であったり活動状況を御紹介させていただきました。

今回は、御参加いただいた団体のうち2団体、北梅田地区まちづくり協議会様とジョイフルたばこ阿倍野ユニオン様、2団体の日々の活動の事例発表をお願いし、清掃や啓発との二品というふうな御紹介していただいたということでございます。

なお、この2団体様、北梅田地区まちづくり協議会様とジョイフルたばこ阿倍野ユニオン様におかれては、本日、諮問させていただきます新たな禁止地域におきまして、そのエリアで日々、御活動いただいております団体であることを申し添えておきます。

当日の議題でございますけれども、こうした形でマナーエリア団体の活動状況であり、啓発活動ということで御報告いただくとともに、2団体から日々の活動報告をいただいたところです。

交流会におきましては、総括的な意見交換という中でですね、いわゆる日本たばこ産業さんなどのたばこ事業者のいわゆるそうした啓発活動について紹介してほしいなとかいうようなお声とか、あと路上喫煙防止指導員、先ほどちょっと、どんなふうに指導されていますかというお問い合わせがありましたけれども、日々の活動をどのようにされているのか、また、苦労話とかあったらそうした部分も知りたいなというようなお声が上がっておったところでございます。

次のページでございますけれども、13ページに北梅田地区まちづくり協議会のそうした啓発活動の活動風景なり、活動区域を表示させていただく中で、当団体におかれましては、文章の二つ目の段落ですけれども、活動といたしましては、年に一度、世界禁煙デー、5月31日が世界禁煙デー、世界保健機構が、WHOが定めた世界禁煙デーに合わせて、大型商業施設NU茶屋町の阪急梅田駅、茶屋町口側エントランスとか周辺の歩道で啓発を行っていただくということで、世界禁煙デーに必ず啓発をやっていただくとともに、次のページでございますように去年10月30日の火曜日にも午後1時から啓発活動を実施させていただきましたという御報告を賜りました。

次に15ページですけれども、ジョイフルたばこ阿倍野ユニオン様ですけれども、ジョイフル様におかれては、平成20年から活動参加いただいたと思うんですけれども、こうした形で清掃活動とかやっていただいております、ここにはJTさんから大阪市に寄贈

いただきました既設の喫煙所がございますけれども、その清掃につきまして、17ページにありますように、毎週土曜日に清掃いただいているということでこの間、非常に地域のそうしたポイ捨て防止とか清掃活動に御協力いただくとともに、喫煙場所の維持・管理についても御協力いただいているということで御報告いただいております、ありがたく拝聴させていただいたということでございます。

非常に雑駁なんですけれども、以上で御説明ということでかえさせていただきます。

それでは、御審議いただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○山西委員長 ありがとうございます。

ただいまの報告に対しまして御質問等、委員の皆さん、ございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

よろしいでしょうね。

(異議なし)

○山西委員長 大変よく頑張ってもらっていると思っておりますので、今後とも引き続き、活動のほう頑張ってくださいということでよろしく願いいたします。

それでは、本日、新たな応募団体について議題にあるようですが、「たばこ市民マナーエリア制度の活性化」について引き続き取り組みを進めていただきますようよろしく願いいたします。

次の議題であります、「路上喫煙禁止地区」の新たな指定（北区JR大阪駅・阪急梅田駅周辺地域、天王寺区、阿倍野区天王寺駅周辺地域）について（諮問）ということで、大阪市から諮問を受けたいと思っております。

○事務局（中野課長代理） それでは、北辻局長、前のほうにお願いいたします。

○北辻環境局長 「路上喫煙禁止地区」の新たな指定（北区JR大阪駅・阪急梅田駅周辺地域、天王寺区・阿倍野区天王寺駅周辺地域）について（諮問）

標題について、大阪市路上喫煙の防止に関する条例第5条第3項の規定に基づき貴委員会の意見を求めます。

諮問理由、大阪市では、健康、防火、防災、まちの美化の観点から、市民等の安心、安全及び快適な生活環境を確保することを目的として、大阪市路上喫煙の防止に関する条例を平成19年4月に施行し、市内の道路や公園などの公共の場所では、路上喫煙をしないよう努力する義務を課すとともに、「御堂筋及び大阪市役所・中央公会堂周辺」、「都島区京橋地域」及び「中央区戎橋筋・心斎橋筋地域」を「路上喫煙禁止地区」に指定し、違

反者に対しては1,000円の過料を処しています。

今般、北区から「JR大阪駅・阪急梅田駅周辺地域」、また、天王寺区・阿倍野区から「天王寺駅周辺地域」を禁止地区に指定したいとの申し出がありましたので、路上喫煙禁止地区の指定に当たり、大阪市路上喫煙の防止に関する条例第5条第3項の規定に基づき、貴委員会の意見を聴くため諮問します。

よろしく願い申し上げます。

○事務局（中野課長代理） どうもありがとうございました。

それでは、引き続きまして、山西委員長のほうに議事の進行をお願いいたします。

○山西委員長 ただいま、市長から「路上喫煙禁止地区」の新たな指定（北区JR大阪駅・阪急梅田駅周辺地域、天王寺区、阿倍野区天王寺駅周辺地域）について、諮問を受けたところでございます。

委員の皆様には、これから、御検討をよろしくお願いいたします。

それでは、「路上喫煙禁止地区」の新たな指定につきまして、事務局のほうから御説明をお願いいたします。

○西尾事業管理課長 そうしましたら、「路上喫煙禁止地区」の新たな指定、北区JR大阪駅・阪急梅田駅周辺地域、天王寺区、阿倍野区天王寺駅周辺地域について、御説明させていただきます。

お手元にあるA3の資料をごらんいただきたいんですけども、大きな項目としまして5点あるんですけども、私、西尾のほうからは、1番、これまでの取り組み。2番の指定に係る手続。それと、3点目の指定についての考え方ですけども、ここの全国共通事項のところと、あと喫煙設備について、御説明させていただきますとともに、4点目の今後のスケジュールについて、私のほうから一括で御説明まずさせていただきます。

そして、各区のほうからは、3番目の指定についての考え方として、北区様、天王寺区、阿倍野区のほうから考え方なり、経過について個別の御説明をいただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

そうしましたら、路上喫煙対策につきましてのこれまでの取り組み、1点目に部分をかいつまんで御説明させていただきます。

平成19年4月1日に路上喫煙の防止に関する条例を施行いたしました。同年6月28日に路上喫煙対策委員会、当委員会から路上喫煙禁止地区の指定について答申をいただきました。答申内容につきましては、枠括弧のところに記しておりますように、周囲の市民

等に迷惑や危険を及ぼす状況が多く生じると想定される地域。通行者数が比較的多い地域。大阪を代表する地域で、啓発効果・PR効果の高い地域。明確性を確保できる地域。これを禁止地区に指定するという事で御答申いただいたところでございます。

7月4日には禁止地区を指定ということで、御堂筋及び大阪市役所・中央公会堂周辺を指定いたしました。

10月1日には、この禁止地域におきまして過料徴収、1,000円の過料を徴収開始したところでございます。

20年度には、全国で初めて、先ほど御紹介させていただきました制度でございますけれども、「たばこ市民マナー向上エリア制度」を開始させていただきまして、取り組みを進めておるところでございます。

また、25年6月11日に当委員会から路上喫煙禁止地区に係る考え方について答申いただきました。枠括弧の中に答申内容を記させていただいております。

1点目が、駅周辺や通行者数が比較的多い地域、PR・抑止効果などとともに、区の意見を踏まえ総合的に判断されたい。

2点目でございますが、禁止地区の区域（範囲）については、禁止地区に明確性を確保するという考え方を基本に検討・調整されたいと御答申いただいたところでございます。

引き続きまして、27年2月1日には、都島区京橋地域を禁止地区に指定、過料徴収を開始しますとともに、本年2月1日には、中央区戎橋筋・心斎橋筋地域を禁止地区に指定し、過料徴収を開始したところでございます。

続きまして、2点目の路上喫煙禁止地区の指定に係る手続でございますけれども、1点目、区長が路上喫煙禁止地区を選定ということで、地元や関係団体への説明や調整等を行っていただき、「区政会議」などに諮った上で区民・事業者の意見をまとめていただくということで。

2点目でございますけれども、そうしたまとまった意見につきまして、大阪市路上喫煙対策委員会を開催し、路上喫煙禁止地区の新たな指定について諮問するという事で、本日、この段階に至っておるところでございます。

3点目につきまして、その諮問の内容等々におきまして、パブリック・コメントを実施して、市民の方々の意見等を集約させていただくということで、その内容につきまして、当委員会の中で御審議いただいた上で、4点目でございますけれども、路上喫煙禁止地区の新たな指定について答申いただいた上で事務局として告示につなげさせていただきます。

最終的に、5点目でございますけれども、路上喫煙禁止地区を指定した上で過料徴収ということ、これが一連の事務の流れということになってございます。

3点目にまいります。路上喫煙禁止地区の新たな指定について、案の考え方でございますけれども、総論的には初めのセンテンスでございます。初めに書いて示させていただいてございますけれども、近年、大阪には国内外から多くの観光客が訪れており、2020年の東京オリンピック、2025年日本国際博覧会の大阪・関西での開催など、今後ますます大阪への来訪者の増加が見込まれる中、国際観光都市大阪のさらなるイメージアップを図るため、路上喫煙対策が非常に重要な課題となっている。

JR大阪駅周辺、天王寺駅周辺は、これまでから、たばこ市民マナー向上エリア制度団体により、美化清掃活動や喫煙マナーの啓発について積極的に活動していただいていたエリアであり、禁止地区指定が路上喫煙対策の実効性を高めるものと考え、JR駅周辺及び大阪駅周辺を路上喫煙禁止地区に指定する。

あわせて、下のところに書いておりますけれども、喫煙設備についてでございますが、これまでの委員会での答申においても新たに禁止地区を指定する際は、喫煙設備を設置するよう提言を受けており、今回の新たな禁止地区の指定に当たってもそれぞれのエリアでの喫煙設備の設置に努めてまいります。

4点目の今後のスケジュールについて、予定でございますけれども、中央区のとおり同じようなスキームで考えています。

中央区の諮問が2月やったんですけども、いろんな諸事情の中で、本日、3月19日に若干、スタートは遅れたんですけども、以降、パブリック・コメントを実施した上で路上喫煙対策、当委員会でも審議いただいた上で答申、告示、それと、禁止地区の指定及び過料徴収のスキームにつきましては、中央区と同じような考えで進めてまいりたいと考えておるところでございます。

私のほうからは以上です。

続きまして、北区のほうから考え方や経過を御説明いただきます。

○高村北区役所政策推進課長 本日はありがとうございます。

それでは、北区につきまして引き続き説明をさせていただきます。

引き続き、資料3と5を一括して説明させていただきますけれども、まず、この北区です。禁止地区の指定、考え方、経過でございますけれども、先ほど、紹介のありました、当区では19年に既に御堂筋、大阪市役所・中央公会堂周辺を指定されておりますけれども、この

間、「たばこ市民マナー向上エリア」の活動団体、先ほども紹介がありました、が中心と
なってですね、路上喫煙の防止に取り組んでおられます。

そして、2020年の東京オリンピックあるいは2025年の日本万国博覧会の開催を
見据えましてですね、大阪を代表する観光スポット、大型商業施設等が集積するエリアを
先行して路上喫煙禁止地区とすることにより、きれいなまちをアピールし、国内外から訪
れる来訪者を歓迎するムードづくりの一助となることを期待しております。

そういった考え方から進めてまいりましたが、まず、この経過に関連するものといまし
まして、平成30年1月から12月、意見聴取と書いてございますけども、当初、検討委
員会という方式も検討していたんですけども、何分、やはり西日本一の大ターミナルを抱
える大阪梅田駅周辺ということで、協議の関係先がかなり幅輳、多岐にわたりまして、こ
れ、地域ではJR大阪駅とそして、阪急梅田駅周辺と二つを分けておりますけども、後ほ
ど御説明いたします4ブロック、主に4ブロックを同時並行で進めるというような形に至
りましたので、相手様も大企業からまちの町会長様、あるいは既に活動されているまちづ
くり協議会の代表様といった、あるいは企業の中でもたくさんセクションが分かれている
ということで利害関係もいろいろあるという中でそういった方々を一堂に集めて委員会形
式で重ねていくよりも個別に調整を重ねるということで、この間、環境局様の御協力も得
ながら何度も足を運びましてですね、この担当者様とともに協議を重ねてまいって、よう
やくこのエリアが確定、希望エリアが確定できたという次第でございます。

こういった形で調整を進めてまいりまして、去る2月の北区区政会議において、案をお
示しして、了解を得ました。区政会議における主な意見といたしましては、喫煙所を設置
後の維持・管理について、しっかりとやってほしいと。あるいは、喫煙対策の推進に係る
局と区の役割を確認する。あるいは、案内板や標識等、啓発周知に係る効果的なデザイン
というものをやはり考えてほしいということで、特に関西、西日本の玄関口にふさわしい、
北区にふさわしい、それでもって制度の趣旨がしっかりと区民、市民、来訪者に届くよう
なデザイン力の発揮、情報発信をしてほしいという旨の御意見をいただきました。

そして、次にエリアでございますけども、5番の上段に記載しております。何分細かく
て白黒でございますので、一つおめくりいただきまして、次のページに写真とともにカラ
ーでもってお示ししております。

順次、御説明いたしますと、まず、JR大阪駅の周辺、これ、斜線になっている部分と
実線の部分でございますけども、実線の部分はいわゆる公道、まさにこの条例に照らして

公道の部分。斜線については、ここについては J R 大阪駅、民間の所有者の土地でございますので、そこでの協議が必要だということで斜線を示して明示しております。ここに写真もつけておるんですけども、まず、J R 大阪駅周辺をぐるっと囲むという形で目指したいと思っております、西は桜橋、東がこの阪急に寄り添うようなこの交差点の道路。南が大丸の国道のほうに向けての大丸の区分。それから、北がグランフロントに接するまでのところということで、それぞれ写真を四つの部分に分けてお示ししております。非常に大ターミナルということでスペースもあるんですけどもいろいろ調整もかかるという部分でございます。

そして、これが一つのエリア。二つ目の区画が右に行きまして阪急と書いています。これが阪急百貨店でございますけども、この阪急百貨店のぐるりの公道というところで、写真でいくと右下の部分ですね。ちょっと茶色い建物が見えますけども、この部分のぐるりを指定していきたいなと思っております。

そして、反時計回りになりますけども、次の上ですね、茶屋町のほうをまず、茶屋町のほう、先ほど「たばこ市民マナー向上エリア」でも紹介がありました、この茶屋町でくくった部分、右上の J R 東海道線から上の部分、あるいは阪急から右の部分が茶屋町のところですね。ここを三つ目ということで写真も 4 枚それぞれつけているというところです。

大工大という梅田キャンパスも最近できまして、いろいろ開発も進んでいる部分ですけども、そこもあるような形でちょっと主要な部分を写真で写させてもらっています。

そして最後、左に移りまして、これは芝田 1 丁目という部分ですけども、阪急の今度は左側ですね、西側。ちょうど阪急梅田駅を含む、それから、左が国道の 176 号線ということで囲まれた部分。これを芝田 1 丁目ですけども、DDハウスの写真と一番左のほうもこの国道 176 号線のほうの道路も参考に写真をおつけしております。

ということで、こういう四つの主にブロックに分けてそれぞれ個別に調整を重ねてまいったということでございます。

そして、喫煙所の考え方につきましては、先ほどもちょっと御紹介ありましたけども、今、鋭意、調整を進めている最中でして、最新状況を申し上げますと、一つ、一番有力なところが J R 大阪駅の桜橋の部分、写真で言えば、一番下に二つ並んでいますけど、その左側の部分です。ここが J R の敷地と道路と接しているわけなんですけども、J R さんとともに現地も見ながら、今、詰めていっております。ここに一つ設置できればということです。

それから、あと一つ有力なと言いますか、説明しているのが同じJR大阪駅の北東、右上になります。写真でいくと、一番左のページの真ん中のところですね。これはずっと西側を見た部分なんですけど、ノースゲートビルのほうへバスターミナル側を見た部分なんですけど、この市道とちょうどJRとの敷地とが接する部分があるんですけども、ここもJRさんとともに、あるいは建設局さんとも協議を今、進めておるところでして、これは芝田交差点なんですけども、この北東角にも一つ設置できればなというところなんです。

それから、バランスの点から見まして、あと茶屋町、あるいは芝田エリアはどうなんだというところになってくるんですけど、ここはなかなか空間が難しい部分があるんですけども、例えば、NU茶屋町の西側にある建設局舎の駐輪場のとかもいろいろ今、現地視察、歩いているんですけども、そういった公共空間の活用というところもできないか、可能性を探っているところなんです。あるいは民間さんで加熱式たばこの店等もごさいますことからそういった民間さんの協力を得ながら協定書なりを結びましてですね、何とか確保できないかっていうようなところも多々、複数ですね、ちょっと検討をしておるところでして、この点、ちょっとまだ協議中の部分が多うございすけども、いずれにいたしましても、できるだけ条例の趣旨に沿った形で喫煙所の設置についても進めていきたいというふうに考えておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

以上、私から説明をしました。ありがとうございます。

○西尾事業管理課長　　ありがとうございました。

そうしましたら、引き続きまして天王寺区の課長のほうから説明させていただきます。

○川島天王寺区役所企画総務課長　　天王寺区役所企画総務課長の川島でございます。

天王寺区案につきまして、私のほうから説明させていただきます。

まずですね、検討に至った経過なんですけれども、先ほど西尾課長からもありましており、主に観光集客の観点から行われた市会質疑等を踏まえましてですね、大阪駅周辺のキタ、地下鉄難波駅周辺のミナミに続く市内第3のターミナルである天王寺駅周辺エリアの検討をスタートさせましたが、御承知のとおり、当エリアは通勤・通学の駅利用者だけではなく、緑のオアシスてんしばやあべのハルカスを有するなど国内外から注目される観光スポットでもございます。人が多く集まる場所ですので、これまでも喫煙やポイ捨てに関する意見・苦情が一定数寄せられていたエリアではあるものの、これまでに禁止地区として指定されている京橋地域等と異なり、地元からまとまった声が上がってきて検討をスタートさせたというわけではございませんでしたので、まずは天王寺駅前の商店会や振興

町会、関係する事業者等に意見聴取を行うところからスタートし、今年度は当区の区政会議に路上喫煙対策部会を設置し、路上喫煙対策について集中的に御議論をいただきました。

また、当エリア利用者のより多くの声を聴く必要があるとの観点から、昨年10月には区の職員が直接現場に出向いて意見聴取を行う、あなたの声をつなげたいという天王寺区独特のスキームがあるんですけれども、その活動におきまして、天王寺駅周辺において、路上喫煙に関するアンケートを行いまして約500名の方々から回答をいただくことができました。

以上、さまざまな手段を通じていただいた路上喫煙に関する御意見をもとに路上喫煙禁止地区の区案をまとめ、昨年12月の区政会議の場において報告をいたしたところです。その路上喫煙禁止地区は右下の図で後ろに写真入りで大きい図も入れておりますのでこちらも御参考にごらんいただければと思いますけれども、少し阿倍野区さんとの区の境界がわかりづらくて恐縮なんですけれども、ざっくりと申し上げますと、JR天王寺駅施設がございます。それより北側ですね。駅施設の南側の歩道部分は天王寺区側ということで含むんですけれども、そこが天王寺区域でございます。当区案は、JR天王寺駅の東口、ちょうど線路をまたぐ跨線橋があるんですけれども、その手前の部分なんですけれども、それを天王寺区域の東南の端としまして、反時計回りにですね、玉造筋といいますのが、ちょっと斜め右上に太い線が出ている部分ですね。そこが玉造筋なんですけれども、その玉造筋ですね、天王寺年金事務所というのがありまして、そこを越えてバリタワーホテル前までということにしております。

また、JR天王寺駅北口にダイコクドラッグというドラッグストアがあるんですけれども、そこと駐輪場の間にあるJR環状線沿いの道路、細い道路ですけれども、JR天王寺駅沿いの道路も全て指定していくということでそこも含めておりまして、そこが特に喫煙者も多いということで路上喫煙禁止地区の案に含めておるところです。

北側ですね、谷町筋の北の端はどこまでというような議論はあったんですけれども、路上喫煙禁止地区の明確性を確保するという観点からですね、主要幹線道路の国道25号までといたしておるところです。

なお、斜線のところですね、先ほど北区さんもおっしゃってございましたけど、民地ということなんですけれども、ここの民地につきましては、主にJR西日本さんが持っておられる土地ということと、一部、昔、南海がここを起点に電車を走らせとったんですね。一部、底地を南海が持っているという部分もございます。

なお、今、申しあげました地域のほとんどは「たばこ市民マナー向上エリア」団体の活動範囲と重なるという部分となっておりまして、通行者が多く、他の人に迷惑や危険を及ぼす可能性の高いエリアというふうに認識しておるところです。

なお、区案の検討に当たりましては、天王寺駅周辺エリアとして一体的な指定となる阿倍野区とも情報共有、連携を図りながら区案を取りまとめてまいりました。

あと、喫煙所なんですけれども、喫煙所の設定も必須かなというふうに思っております。喫煙マナー向上のためにも喫煙所を設置することは必要といった御意見も多数いただいております。喫煙所の設置につきましては、JR天王寺駅周辺を中心に喫煙者にとってわかりやすい、利用しやすい場所を検討しているところでございます。

以上、簡単にではございますが説明とさせていただきます。

○西尾事業管理課長 ありがとうございました。

そうしましたら、引き続き阿倍野区のほうから説明いただきます。

○松下阿倍野区役所地域・街づくり担当課長 阿倍野区役所地域・街づくり担当課長の松下と申します。どうぞよろしく願いいたします。

資料の中ほどですが、阿倍野区禁止地区指定の考え方及び経過というところをごらんお願いいたします。

考え方につきましてなんですけれども、阿倍野区はあべのハルカスを中心に大型商業施設、複数開業いたしまして、国内外から多くの観光客が集まるまちとなっております。また、関西初となる軌道の芝生化、こちらを平成28年度に完成させまして、対外的にも魅力あるまち阿倍野をアピールしていこうと、安全安心なまちづくりを進めていくために阿倍野区のメインストリートでありますあべの筋とその周辺地域を路上喫煙禁止地区に指定したいというふうに考えてございます。

禁止地区案についての経過でございますけれども、当区は昨年の3月に地元商店会、地元の連合振興町会等への意見聴取行いました。その後、商店会、地域住民、地域団体及び「たばこ市民マナー向上エリア制度」の活動団体を代表する方に御参画いただき、路上喫煙禁止地区選定、それに伴う候補、啓発活動、その他取り組み等の路上喫煙対策全般を検討するに当たっての御意見をいただくために阿倍野区路上喫煙対策検討会というものを5月に立ち上げまして、第1回検討会を開催いたしました。

その後、9月に第2回、11月に第3回の検討会を開催し、意見の聴取を行ってまいったところでございます。

また、あわせまして、6月から12月にかけて、阿倍野区区政会議全体会及びまちづくり部会におきまして、阿倍野区路上喫煙対策検討会の経過の報告を行うとともに、区政会議委員からの意見の徴収も行わせていただいております。

こうしまして、さまざまところでいただいた意見をもとにしまして、まずは禁止エリアとしてスタートするエリアとしましてですが、「たばこ市民マナー向上エリア制度」活動団体さんが活動されているエリアを基としまして、右下にお示ししている禁止地区案ということの選定をさせていただいております。

禁止地区の具体エリアとしましては、阿倍野区のメインストリートでありますあべの筋、いわゆる阿倍野町の交差点からぐっと南の阿倍野の交差点までのあべの筋。それと、大阪の新しいランドマークでありますハルカスの周辺及び阿倍野の歩道橋、ルシアス前、アポロビル前、ドン・キホーテ前。そういったエリアの選定をさせていただきました。

2枚後ろに先ほどの写真と詳細という図面をつけさせていただいておりますので御参照を、どうぞよろしく願いいたします。

このエリアにつきましては、先ほど天王寺区のほうから御説明ありましたように、天王寺区のエリアと連続した形で一帯として路上喫煙の禁止エリアというふうに考えてございます。

以上、阿倍野区の禁止地区の考え方及び経過の説明でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○西尾事業管理課長　　そうしましたら、新たな指定に係る説明については以上でございます。

御審議いただきますようよろしく願いいたします。

○山西委員長　　ただいまより質疑応答に移りますが、本日は時間が限られております。

また、4月にはパブリック・コメントを実施される予定とのことですので、本日は総括的な質問のみをお受けして、パブリック・コメントの結果も踏まえて、次回、本格的に御審議いただければというふうに存じます。

それでは、まず、ただいまの説明に対しまして御意見、御質問ございますでしょうか。

○太田委員　　今、北区さん、天王寺区さん、阿倍野区さんから禁止地区について御説明をいただきました。禁止地区をつくるということは、喫煙場所も必要になってくるかと思えます。そのことについては、皆さん、いろいろお考えになって設置に向けて場所を努力されていると思うんですが、設置するときにはやっぱり利便性の高い駅に近い、皆様が利

用しやすいところに場所をつくってもらえればいいかなと思ってお伝えさせていただきま
す。

皆さん、担当者の方、よろしくお願いいたします。

それとちょっと、禁止地区のところについて加熱式たばこはちょっと除外にしてい
けないかと思うんですが、そのことについてはお考えでしょうか。

○山西委員長 事務局のほうから。

○西尾事業管理課長 1点目ですけれども、今、各区から御説明ありましたように、ま
た、表記させていただいていますように、喫煙場所についてはもうしっかりと確保させ
ていただく方向で。今、誤提言いただいたというんですか、御意見いただいたものはでき
るだけ利用者の利便性を高めるために駅に近いほうがいいよということをおっしゃったと思
います。そこは意見として承る中で関係先と各連携して対応していきたいと思いますので
よろしくお願いいたします。

2点目ですけれども、加熱式たばこは除外という部分であったかと思うんですけれど、
今、そうした明確な仕分けは特段にやってないんです。また、加熱式たばこの取り扱いな
んですけれども、現在、大阪市では禁止地区で加熱式たばこをお吸いになっ
ても、直ちに過料徴収せずに、喫煙場所のほうに誘導をかけたとか、ここは禁止地区です
ので吸うのをやめてくださいというようなことでやっ
ていまして、以前に加熱式たばこの取
扱いをどうやっていくのかというのが探られてきた。課題として認識しているけれども
このことで、他都市状況とか受動喫煙法の中の動きを見ていくということでこの当委員会でも
加熱式たばこについての状況報告の中で一旦、答弁させていただいていたんですけれど、
今の時点で禁止地区における加熱式たばこの取り扱いについて、それは普通のたばこと同
じようにするんだというような位置づけにもなってない中で、喫煙所の部分について除外
するかどうかというようなことまではこの場で決めてなかったのは事実でございまして、一
つの問題提起かなということで今、お聞きさせていただいたところでございます。

○太田委員 考えていただけるとのことですか。

○西尾事業管理課長 そうした中で、いろんな方々がいらっしゃるんですけれども、禁
止地域におかれて喫煙場所があるところでは、これまで、表現はあれですけれども、やは
り加熱式たばこの方もその喫煙場所で吸われているという実情というのはやっぱりあるわ
けでして、加熱式たばこをその場で、喫煙所で使わないというのはちょっと難しいかなと
いうふうに、ちょっと担当、個人としては思うところ
でして。ちょっとその辺、他都市の

状況とかも改めて今回御質問ありましたんで、もう一度調べさせていただく中で次回のこの委員会の中でそうした状況についても御報告する中で御審議いただきたいなと思います。

○太田委員　　ありがとうございました。

○山西委員長　　今の加熱式たばこに関してなんですけども、今までの実例として、禁止地区で加熱式たばこを吸っておられる方に対して罰金を取ったという事例はありますか。

○西尾事業管理課長　　大阪市では取っておりません。

○山西委員長　　そこはいわゆる実際の運用として、加熱式たばこを吸っておられる方について、喫煙所を案内するという指導を、言うたらお願いをしているという程度で運用しているというのが今までの実例ですか。

○西尾事業管理課長　　そういうことでございます。

○山西委員長　　今後、いろいろな法律が定まってくる中でどういう扱いをするかというのは、意見を固めていく必要があるっていうような考え方でいいんですね。

○西尾事業管理課長　　はい。健康増進法も改正されまして、大阪府の条例も位置づけられました中で、やはり加熱式たばこも一定の制限というんでしょうか、食事しながら吸ってもいいというような規定は残っているようですけども、やはり制限対象という意味においては、たばこはたばこというふうな整理をするのがよいのか、はたまた、路上喫煙の防止に条例をつくった趣旨につきましても、健康に関するいわゆる受動喫煙の関係もございまして、火のついたたばこが非常に安全安心の観点で火災の関係とかやけどの関係で危ないというような観点。はたまた、ポイ捨てされるというような観点で、いわゆる健康と美観と安心安全の三つの観点でつくった条例の経過がありまして、過去の当委員会でのそうした状況説明、報告の中でも申し上げましたけれども、加熱式たばこは火がついていないというような部分というのがありまして、そこについては一定、条例の趣旨からは対象外になるのかなと申し上げた記憶がございまして、今日的に法律からすると、あと条例の動きとかが、この間3月15日ですか、府のほうの条例も可決されたみたいですので、いま一度、そこでの部分、原点に立ち返ってそれに図るためにも他市状況とかももう一度整理させていただいた上で御報告させていただくこともありますのでよろしく願いいたします。

○山西委員長　　ありがとうございました。

他に御質問、御意見ございますでしょうか。

○小林委員　　すいません、大阪商工会議所です。

私のほうからも先ほどと重ねて同じ御意見でございますが、この禁止地域を実効性あるものとするためにも、ぜひ喫煙場所については利便性、それから、実効性あるという観点からぜひ御検討いただきたいと考えております。

それから、もう一つ、美化の観点からもあるんですが、年々、インバウンドの方、たくさんふえておられますので、これもこれまでの取り組みで御説明がございましたが、その場所のわかりやすさ、それから、一目してわかるようなサイン等々ですね。ぜひ工夫いただいてわかりやすいようにお努めいただければと思います。

以上でございます。

○山西委員長　ありがとうございます。

○西尾事業管理課長　ありがとうございます。実は、先日もそうした観光者向けのいわゆる啓発活動としまして、観光局とともに私どもの事務局もいわゆる観光客、インバウンドの方々を対象にビラまき活動といたしますか、外国語表記のビラをまかしていただく中で啓発に努めておるといような取り組みもやっておるところでございます、今、委員のほうから指摘がありましたわかりやすい案内、サイン標識とかそうした部分についても引き続き取り組んでまいりたいと考えておりますのでよろしく願いいたします。

○山西委員長　他にございますでしょうか。

1点だけ、ちょっと委員長のほうから事務局のほうに。

今回、所有、管理が民間の部分が含まれているかのように斜線部分が思うんですけど、初めてのケースですね、民間部分が含まれるというのは。

○西尾事業管理課長　御堂筋を選定させていただいたときに、駅前ビルにつきましては、公開空地等々もありまして、民有地ということでその部分につきましては、協定を結んだ上で民有地の部分につきましても喫煙禁止地域の対象とこの場合はしていますので、初めてではございません。

○山西委員長　今回ももし禁止地域に指定するとなると、そういう民間の所有地、管理地に関しては、そういう協定を結ぶことを前提にしていくというふうに考えてよろしいのでしょうか。

○西尾事業管理課長　はい、そのとおりでございます。協定を結んだ上でやらさせていただくということで既に天王寺区とJRさん等々におかれまして、既にそういう御相談というんでしょうか、お話し合いもやっているところですので、梅田におかれましても、大阪駅前、JRの所管の部分でございますので、そうした前提の中で対応する場合においては協

定を結ぶということでお話を進めさせていただいております。

○山西委員長　　ありがとうございます。

他に質問。

○太田委員　　ちょっとお尋ねしたいんですが、リバーウオークと難波の高島屋前の難波広場ですかね。あそこが何か改修されるということで、難波広場のところには喫煙場所があるんですが、その改修する間は、喫煙場所はどうなるのでしょうか。それと、し終わった後に喫煙場所はそのままた設置されるのでしょうか。それ、ちょっと御意見をお聞かせください。

○西尾事業管理課長　　お答えいたします。

1点目の部分でリバーウオークにつきましては、中央区の心斎橋、戎橋筋をやるときにリバーウオークのところについてできないかということも検討していたところでして、この場でも御説明をしたと思うんですけれども、リバーウオークを管理・運営されている会社が南海電鉄グループさんでして、新年度においてはそこが新たに入札がかかるということで、結果として、引き続き南海さんが落札された状況で、10年間長期契約されているということでした、新たなスタートを切るに当たりまして、引き続きその部分で喫煙所の設置とかいう部分、あとは美観対策等もありますので、そうした部分で環境局が所管局になりますので、そうした部分として引き続き御説明、御相談という形で取り組みを進めていきたいなと思っておるところです。結論に至ってなくて申しわけございませんけれども、引き続き相談させていただこうと思っておる状況でございます。

2点目ですけれども、高島屋駅前に56平米の喫煙所を確保していまして、ここがいわゆる広場化するというプラン、大阪市と地元での協議の部分で今進められているんですけれども、いわゆる一遍で全てがクローズになるわけじゃない中で、今の喫煙所の場所を一旦、工事の関係で移設とかもあるかもしれませんけれども、あの一角のところを確保する方向で大阪市の内部ではございますけれども、担当局のほうとは話をこの間、進めておるところでして、全体的な詳細設計とかの状況がまだ煮詰まってない状況の中で、時期的にどのように移設していくのとか、時期の関係とかいう部分については今のところ出ていないんですけれども、私ども事務方同士の話の中では確保する方向でお願いもする中では一旦、了承というんでしょうか、そのお話のストーリーの中で進んでおるところでして、工事の関係で一時的にあそこで設置できない場所につきましては、周辺のどこかで仮置き等の設置場所をつくるなり、場所として1カ所ふやすなりということを別途、検討していきたい

なというふうに思っておるところです。

○山西委員長　その他、ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

詳細な審議については、パブリック・コメントも踏まえてということでさせていただきたいというふうに思っております。

それでは続きまして、「たばこ市民マナー向上エリア制度」の活動団体について、新規に募集团体があったようですので、審議したいと思います。この案件につきましては、募集团体の個人の情報も含めて審議させていただくこととなりますので、非公開で行いたいと思っております。確認の意味も込めて、公開にするか非公開にするかについては、大阪市の指針がございますので事務局のほうから御説明していただきたいと思っております。

○西尾事業管理課長　ありがとうございます。

そうしましたら、お手元の資料なんですけれども、条例・規則等ということでクリップでとめさせていただいている資料の中で、最後の分なんですけれども、「審議会の設置及び運営に関する指針（抜粋）」ということで解釈・運用の手引をつけさせていただいておりますので、これをちょっとごらんいただきたいと思っております。

表紙をめくっていただきまして、1ページでございますけれども、枠囲いの「1. 会議の公開基準」により、会議は公開するものとする規定されております。

しかしながら、ページをめくっていただきまして2ページ目の枠囲い「(1)ア」の規定によりまして、「個人に関する情報がある場合は」除くということから、非公開とする必要があります。

たばこ市民マナー向上エリア制度につきましては、申請書等により参加者の名簿とか資料提供の上、御議論いただくこととなりますので、このいわゆる個人情報に該当するような情報がございますので、この事案につきましては非公開ということで、お願いをしたいと思います。

以上でございます。

○山西委員長　それでは、たばこ市民マナー向上エリア制度の募集团体については、非公開の取り扱いとしたいと思います。

御異議ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

(異議なし)

○山西委員長　ありがとうございます。それでは、非公開の取り扱いとしますので、傍

聴者の皆様に関しましては、申しわけございませんが御退席をお願いいたします。

今回の委員会はこの案件で終了いたします。どうか御協力をお願いいたします。

《非公開》